

岡山県土木部所管工事における I C T 活用工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この試行要領は、岡山県土木部の所管する工事における I C T 活用工事の試行に関し、施工の効率化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(I C T 活用工事の定義)

第 2 条 I C T 活用工事は、次に掲げる施工プロセスにおいて、I C T を全部又は一部に活用する工事とする。

ただし、一部に活用する場合は②④⑤での活用は必須とする。(該当プロセスがない工種は除く。)

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

2 I C T 活用工事の実施に当たっては、岡山県土木工事共通仕様書、岡山県土木工事施工管理基準及び国土交通省が定める要領等に基づいて行うものとする。

(対象工事)

第 3 条 原則として、岡山県土木部が発注する工事のうち、営繕工事を除くすべての工事を対象とする。

ただし、次に該当するものは、対象としない。

- ア 国土交通省の I C T 活用工事実施要領がないもの
- イ 岡山県土木工事施工管理基準に基づく出来形管理を行わないもの
(例) 土砂搬出のみの工事、維持・補修等
- ウ 緊急を要するもの
- エ 予算上の制約があるもの
- オ 発注者が I C T の活用の必要がないと認めるもの

なお、港湾・漁港工事については、岡山県 I C T 活用工事試行要領(港湾・漁港工事)を参照すること。

(実施手続)

第 4 条 I C T 活用工事の発注方式は、発注者の指定によって I C T 活用工事を実施する「発注者指定型」及び契約締結後に、受注者の希望により I C T 活用工事を実施する「施工者希望型」とし、それぞれ次に掲げる工事に適用する。

- ① 発注者指定型
前条に規定する工事のうち土工数量が1,000m³以上を目安として発注者が設定した

工事

② 施工者希望型

前条に規定する工事のうち発注者指定型以外の工事

なお、発注者指定型では、受注者の責に帰すべき事由がない場合を除き、第2条第1項に規定する全ての施工プロセスでICTを活用することとし、施工者希望型においては、施工プロセスの一部に活用することも可とする。

- 2** 発注者は、ICT活用工事の発注に際しては、特記仕様書において当該発注工事に係る工事がICT活用工事の対象であることを明示するものとする。

なお、特記仕様書の記載例は、別添1のとおりとする。

- 3** 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、ICT活用工事の実施希望の有無（発注者がICT活用することを指定している部分を除く。）、ICTの活用内容、施工範囲等を発注者と協議するものとする。

- 4** ICT活用工事として発注していない工事において、契約締結後、受注者からICT活用工事の実施の申入れがあり、発注者が適当と認める場合は、この要領を適用するものとする。

（工事成績評価における評価）

- 第5条** ICT活用工事を実施した場合の工事成績評価は、監督員の考査項目である「創意工夫」において評価するものとする。

（ICT活用工事における管理）

- 第6条** 監督員及び検査員は、ICT活用工事の活用効果に関する調査等のため、別途費用を計上して従来手法による管理を受注者に実施させる場合を除き、重複して管理を求めないものとする。

（工事費の積算）

- 第7条** ICT活用工事に係る積算は、国土交通省が定める要領等及び岡山県土木工事標準積算基準書によるものとする。

なお、発注者指定型の場合は、土工（掘削・盛土）数量において、ICT建設機械による施工を原則とし、当初から費用を計上する。

（調査等）

- 第8条** 発注者がICT活用工事の活用効果等に関する調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するように努めるものとする。

この場合において、調査の内容、時期等については、その都度、受注者に別途指示するものとする。

(履行証明書)

第9条 発注者は、ICT活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、別添2のICT活用工事履行証明書を発行するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降にしゅん功検査を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行し、単価適用日が令和6年11月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年11月1日から施行し、単価適用日が同日以降の工事から適用する。ただし、当該工事のうち、令和7年度に入札公告又は指名通知を行い、発注当初の工期末が当該年度内に設定されている工事の第5条の適用については、土工のみを評価し、土工以外は評価しないこととする。